

地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）に係る事業評価について

1 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の概要

- 国土交通省では、地域公共交通の維持を目的として、「地域公共交通確保維持事業」に基づく支援を行っており、乗合バスの運行が複数市町村にまたがり、かつ経常赤字が見込まれるなど一定の要件を満たすバス路線については、運行経費の赤字分を一部補填する補助金を受けることが可能となっている。
- 本市では現在、成田駅から八日市場駅の間を運行する、ジェイアールバス関東株式会社の「多古本線」と、成田駅から佐原駅の間を運行する、京成バス千葉イースト株式会社の「成田佐原線」の2路線が補助を活用している。

2 事業評価の実施

- 補助金の交付対象事業については、毎年度、法定協議会（本市では「成田市地域公共交通会議」）が自ら事業の実施状況の確認、評価を行い、その結果を国に報告することとされている。

【参考】事業評価実施の根拠

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第3条

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

<事業実施の適切性>

計画に基づく事業が適切に実施されたかを、A、B、Cの3段階で評価する。

A：事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった

<目標・効果達成状況>

計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成された（達成できる見込み）かを、A、B、Cの3段階で評価する。

A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み）

B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み）

C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）

■参考

令和7年度（R6.10.1～R7.9.30）地域公共交通確保維持事業におけるスケジュール

令和6年 6月	計画「別紙」策定 （令和6年度第1回法定協議会で審議）
令和6年 9月	計画「別紙」認定申請
令和6年10月～令和7年9月	計画認定 事業の実施
令和7年11月	補助金交付申請
令和8年 1月	一次評価（自己評価）
令和8年 2月	二次評価、第三者評価委員会 ※国で実施
令和8年 3月	補助金交付決定、額の確定 補助金交付